

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化が 開始されます

入園料・保育料
月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 給食費や通園費等は対象外。

預かり保育
日額450円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
 - ・利用日数に応じて上限月額が変動(日額450円×利用日数)
- ※月額最大1万1,300円

(算定のイメージ)

	入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
入園初年度	年額9万 (月額7,500円)	月額27,000円	月額25,700円	月額8,800円
2年目以降	-	月額26,000円	月額25,700円	月額300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

(算定のイメージ)

1日 利用料	利用 日数	無償化 上限額	無償化 対象	実質 負担額
400円	10日	月額 4,500円	月額 4,000円	月額 0円
950円	20日	月額 9,000円	月額 9,000円	月額 10,000円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

無償化の対象となるためには、

認定申請書の提出が必要です。

幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へ提出してください。

(問合せ先)

東村山市 子ども家庭部 子ども育成課

TEL: 042-393-5111

Mail: kodomoikusei@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp